

鳥取県教育委員会告示第 23 号

平成 15 年鳥取県教育委員会告示第 23 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第 1 次試験の不合格者に係る総合判定	第 1 次試験の試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会障害児教育室	鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第 1 次試験の不合格者に係る総合判定	第 1 次試験の試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会障害児教育室
鳥取県教育委員会事務局職員〔任期付職員（教育相談員）〕採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会高等学校課	鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会高等学校課
鳥取県立学校現業職員採用候補者選考試験	〃	〃	〃	鳥取県立学校現業職員採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会高等学校課
略				略			